

変更

11月7日に発表した資料について、次のとおり変更します。

令和6年12月3日

令和6年11月7日

障害福祉課 施設福祉・就労支援G

担当：高岡、矢嶋

087-832-3293(直通) 内線 3249

障害者の福祉的就労における工賃の向上を推進します。

～「第5期かがわ工賃向上指針」を策定～

1 趣旨

障害者が地域で自立した生活を送るため、一般就労が困難である障害者で福祉的就労を行っている者については、工賃の水準が向上するよう支援することが必要であることから、目標工賃や、県の支援等に関し、第5期目となるかがわ工賃向上指針(以下「指針」という。)を策定しました。

- ・ 第1期は平成24年度～26年度、第2期は平成27年度～29年度、第3期は平成30年度～令和2年度、第4期は令和3年度～令和5年度の3年間を実施期間として策定しました。
- ・ 国の指針を踏まえて、第5期の指針を策定するものです。

2 指針の概要

- 実施期間：令和6年度～令和8年度の3年間
- 対象事業所：就労継続支援B型事業所 (R6.10.1現在県内159事業所)
- 目標工賃(県内平均工賃) R5年度実績：~~22,425~~ 22,688円(月額※)、248円(時間額)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<月額>	23,100円	23,800円	24,500円
<時間額>	255円	263円	271円

※厚生労働省より令和6年11月18日付で都道府県ごとの平均工賃月額の算出方法を修正する旨連絡があったため、県内平均工賃月額を22,425円から22,688円に改めます。

○ 県の支援策

- ・ 各事業者の工賃向上計画に基づく取組みを支援するための専門家派遣。
- ・ 各事業者の企業的経営への意識改革や職員の育成を支援する研修会の実施。
- ・ 特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会が設置する共同受注窓口による各施設共同での受注や、販路拡大、オンラインショップの活用、競争力のある商品の開発支援や農福連携の促進、建

- 設など新たな分野との連携開拓
- ・官公需等による受注の促進 など

3 添付資料

「第5期かがわ工賃向上指針」